

花巻市国民健康保険運営協議会委員辞令交付式
及び花巻市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成30年5月21日(月) 午後1時00分

2 会議場所 花巻市役所本庁3階 302～303会議室

3 会議日程 別紙次第のとおり

4 協議事項

- (1) 花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について
- (2) 花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について

5 報告事項

- (1) 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

6 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員	委員	瀬川行夫
〃	委員	高橋好子
〃	委員	金澤千加子
保険医又は保険薬剤師代表委員	委員	三浦良雄
〃	委員	中舘一郎
〃	委員	八重樫寿人
〃	委員	山田裕司
公益代表委員	委員	藤本莞爾
〃	委員	白藤教雄
〃	委員	中村良則
〃	委員	川村優子
被用者保険等保険者代表委員	委員	阿部徹

7 会議を欠席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員	委員	神山まさ子
被用者保険等保険者代表委員	委員	四日市吉則

8 会議に出席した職員は次のとおりである。

市長	上田東一
健康福祉部長	熊谷嘉哉
財務部市民税課長	佐藤多恵子
財務部収納課長	小原一美

健康福祉部健康づくり課長	及 川 牧 雄
健康福祉部国保医療課長	畠 山 敬 志
健康福祉部国保医療課課長補佐	加 藤 充
健康福祉部国保医療課国保係長	晴 山 達 也

9 辞令交付式

(開会 午後1時00分)

国保医療課長（畠山敬志君）

ご案内の時刻となりました。皆様におかれましては、お忙しいところお集りをいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます国保医療課の畠山と申します。次第に沿いまして、進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではただ今から、花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を行います。

この度の国民健康保険運営協議会委員の委嘱につきましては、前任委員の任期が満了したことから、新たに14名の方々に、市長からご委嘱を申し上げるものであります。

お名前を読み上げますので、そのまま自席にて、ご起立の上、お受け取り願います。

それでは、上田市長、よろしくお願いいたします。

(市長から各委員へ辞令交付)

国保医療課長（畠山敬志君）

なお、本日、ご都合により欠席をされております、被保険者代表の神山まさ子委員、並びに、被用者保険等保険者代表の四日市吉則委員につきましては、後日、事務局にて辞令書をお渡しすることとさせていただきます。

それでは、ここで上田市長よりご挨拶を申し上げます。

市長（上田東一君）

ただ今、皆様には、花巻市国民健康保険運営協議会委員を引き受けてくださったということで、大変ありがたく御礼を申し上げます。本日から平成33年5月20日まで、法令が変わりまして3年間の任期ということになります。その間、皆様には大変お世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。また、今回は新任の方が4名いらっしゃるわけでございますけれども、再任の方々10名と共によろしくお願い申し上げます。

花巻市の国民健康保険の加入者数は、毎年減っております。しかしながら、今年の4月30日現在で、11,853世帯20,311人の方々が、国民健康保険によって医療を安心して受けられるという状況になっております。そういう意味で、国民健康保険の重要性、特に高齢者の方が多いわけでございますけれども、少しも下がることがなく大変重要であるということについては、従

前と同様でございます。

この国民健康保険制度、皆様ご存知のように、今年度から県が主体的に財政運営をするということになりますけれども、県に対して市が負担する納付金等を参考にしながら、市はこの国民健康保険の加入者の方々から、引き続き国民健康保険料を徴収させていただくということになります。

本年は、昨年度までに積み上げてきた財政調整基金を使わせていただいて、平均的に見た場合に、各世帯において国民健康保険料支払額を大幅に減らす税率改正をさせていただきました。我々の試算によると、これから3年間はこのような形で十分やっていけると考えておりました。将来のために今の加入者の方たちが、必要以上に負担することがないようにという考え方から、健康保険料の減額改正をさせていただいたところでございます。

いずれにしましても、それも含めて、この国民健康保険が今後ともしっかりと継続していき、国民健康保険に加入されている方々の健康を守る役割を果たしていくことが大変重要でございますので、皆様には、協議会の都度あるいはそれ以外でもご意見を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

改めまして、今後3年間よろしくようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

国保医療課長（畠山敬志君）

以上をもちまして、花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を終了いたします。

なお、市長は別用務のためここで退席をさせていただきますので、皆様にはご了承賜りますようお願いいたします。

市長（上田東一君）

よろしくお願いたします。

（市長退席）

国保医療課長（畠山敬志君）

この後、引き続き協議会の開催準備のため、委員の皆様には1～2分程そのままお待ちいただきますようお願い申し上げます。

10 協 議

（開会 午後1時14分）

国保医療課長（畠山敬志君）

それでは、準備が整いましたので進めさせていただきますが、協議会の開会の前に、本日出席しております関係課の職員を紹介させていただきます。

（職員紹介）

国保医療課長（畠山敬志君）

また、本日の協議会は、委員14名中12名の出席となっており、花巻市

国民健康保険運営協議会規則第4条に定める会議成立の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず初めに、本協議会を進めるにあたり、議長となるべき会長の選出が必要となっております。

会長が選出されるまでの間、臨時議長をいずれかの委員にお願いしたいところでございますが、これまでの慣例では出席委員のうち、最年の方としておりまして、前会長でもいらっしゃいました藤本莞爾委員に臨時議長をお願いしたいと存じますが、皆様よろしゅうございますでしょうか。

(拍手多数)

国保医療課長（畠山敬志君）

では、藤本委員、よろしく申し上げます。

(藤本委員、議長席に着席)

臨時議長（藤本莞爾委員）

ただ今ご紹介をいただきました藤本莞爾でございます。

会長が決まるまでの間、臨時議長を務めますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは協議に入ります。

3の「花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について」を、事務局より説明願います。

(国保医療課長、挙手)

臨時議長（藤本莞爾委員）

はい、事務局申し上げます。

国保医療課長（畠山敬志君）

それでは、協議事項の説明を申し上げる前に、今回、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、本協議会の設置に関する事項について若干の説明を加えさせていただきます。

配布資料の資料2をご覧くださいながら、併せて資料1の委員名簿もご確認いただきながらお願いしたいと思います。

資料2には、国民健康保険運営協議会の法的設置根拠を抜粋して掲載をいたしております。1ページ目の一つ目の○（まる）、国民健康保険法第11条第2項に「国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く」とございまして、これが本協議会の設置根拠となるものでございます。

第3項では、国民健康保険事業の運営に関する事項を市町村が処理することとされている事務に係るものに限って、市町村の運営協議会が審議することができるというふうに書いてございます。これは、先ほど市長の挨拶にも

ございましたけれども、本年より国保の運営が都道府県化されましたことに伴いまして、県にも運営協議会が設置されておりますことから、県と市がそれぞれ処理する事項について、住み分けがされているものでございます。

参考までに、昨年より設置された県の運営協議会には、当協議会から金澤千加子委員が委嘱をされておりますということをご紹介させていただきます。

次に、委員構成につきましてですが、2つ目の○（まる）、国民健康保険法施行令第3条第3項に、市町村協議会は、「被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する」とあり、加えて第4項には「市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる」とございます。第5項では、「市町村協議会の委員の定数は、条例で定める」ということになってございまして、ページをめくっていただきまして、2ページ目の一番上の○（まる）の、花巻市国民健康保険条例第3条各号に「被保険者を代表する委員4人」、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員4人」、「公益を代表する委員4人」、さらに「被用者保険等保険者を代表する委員2人」と定めております。ということで、資料1の委員名簿により、本日市長よりご委嘱申し上げたところでございます。

それ以降、2つ目の○（まる）では本協議会の規則を掲載してございます。第5条では協議会で審議する事項が定められているところでございます。

以上、協議会の設置に関する事項を申し上げさせていただきました。

引き続き、「花巻市国民健康保険運営協議会の会長の選出について」ご説明を申し上げます。

資料2の1ページ目、2つ目の○の国民健康保険法施行令第5条第1項にこの「協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」と規定してございます。先ほどの辞令書の交付により全委員が新たな3年の任期の委員となりましたことから、会長1名につきまして「公益を代表する委員」4名のうちから、全委員の選挙により選出をお願いするものでございます。以上、説明を終わります。

臨時議長（藤本莞爾委員）

ただ今、事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長を選挙で選出することになっております。

当協議会の先例を見ますと、選挙の方法は指名推薦の方法をとっているようでございますので、指名推薦にて選出したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（藤本莞爾委員）

異議なしの声がありますので、ご異議なしと認め、会長の選挙は指名推薦で行うことといたします。

それでは、自薦他薦を問わず、委員の皆様よりご発言をお願いいたします。

瀬川行夫委員

はい。（挙手）

臨時議長（藤本莞爾委員）

はい、瀬川委員。

瀬川行夫委員

自薦ではございません。公益委員を代表して、昨年度まで会長を務めておられました藤本莞爾委員を推薦いたします。

臨時議長（藤本莞爾委員）

ただ今、瀬川委員より私を推薦するとの発言がございましたが、ほかにご
ざいませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（藤本莞爾委員）

なしということですので、私を会長の当選人とすることにご異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（藤本莞爾委員）

異議なしと認め、よって、ただ今指名推薦されました私、藤本が会長に当
選といたします。

これにより、会長として引き続き会議の議長を務めさせていただきますが、
ここで一言、ご挨拶を申し上げます。

ただ今、皆様方よりご推挙いただきまして、花巻市国民健康保険運営協議
会の会長として、引き続き重責を担うこととなりました藤本莞爾でございま
す。皆様のご指導、ご鞭撻をいただき、会長としての責任を果たしてまいり
たいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議を続行いたします。

4の会議録署名委員の指名を行います。

指名は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第12条に基づき、議長が行
うことになっておりますので、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、瀬川行夫委員と高橋好子委員をお願いいたします。

それでは、協議に入らせていただきます。

5の「花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について」を事務局
より説明を求めます。

国保医療課長（畠山敬志君）

はい。（挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長（畠山敬志君）

それでは、ご説明申し上げます。

資料 2 の 1 ページ、一番最後の行になりますが、国民健康保険法施行令第 5 条第 2 項に「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。」と規定されておりますことから、先ほどの会長と同様に会長代理 1 名について「公益を代表する委員」4 名のうち、藤本会長を除く 3 名の中で、全委員の選挙により選出をお願いするものです。以上でございます。

会長（藤本莞爾委員）

ただ今事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長代理を選挙で選出することになります。

会長の選出と同様に、指名推薦によるものとしたと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、会長代理の選挙は指名推薦で行います。

それでは、委員の皆様よりご発言をお願いいたします。

金澤千加子委員

はい。（挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、金澤委員。

金澤千加子委員

白藤教雄委員が適任だと思いますので推薦いたします。

会長（藤本莞爾委員）

ただ今、白藤委員を推薦するとの発言がございました。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

なしということでございますので、白藤委員を会長代理の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名推薦されました白藤委員が会長代理に当選されました。協議につきましては、以上で終了いたします。

続いて、報告に入ります。

報告第 1 号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

市民税課長（佐藤多恵子君）

はい。（挙手）

会長（藤本莞爾委員）

市民税課長。

市民税課長（佐藤多恵子君）

それでは国民健康保険税の課税を担当しております市民税課よりご報告を申し上げます。本日お手元に配布しております資料の、ホチキス止めのもの、報告第1号資料をご用意いただきたいと存じます。説明につきましては、3枚目の参考資料で説明をいたしたいと思っておりますので、3枚目をお開きいただきたいと思っております。

まず、今回の改正理由でございますが、「3月末に、課税限度額及び軽減措置の対象となる判定所得金額を改正する、地方税法の一部を改正する法律の公布が予定されている。」とございますが、この資料ですけれども、改正が予定されているということで、事前に市議会議員に説明をいたしました際に使用した資料でございますので、「予定されている」とございますが、既に3月31日に公布されてございます。その改正を受けまして、花巻市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

まず、2の課税限度額でございますが、区分が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額と3つの区分に分かれてございますが、今回改正いたしましたのは、基礎課税額の部分でございます。現行54万円のところ、4万円引き上げまして、58万円としたものでございます。続きまして、基礎課税額への影響でございます。こちらにつきましては、平成29年12月末現在のデータを基に試算したものでございます。現行で54万円の限度額に達していた方で、改正後54万円以上58万円未満の税額になる方は17世帯、増加する年税額は28万5千円、現行限度額54万円に達していた方で改正後58万円に達する方は、104世帯、年税額で416万円の増額となり、合計で121世帯44万5千円の影響額と試算したものでございます。

続きまして、軽減措置でございます。こちらにつきましては、基準となる世帯の総所得金額を引き上げるものでございます。区分といたしましては、7割、5割、2割の軽減の区分がございまして、今回の改正では、5割軽減の区分について現行「33万円＋27万円×被保険者数」のところを、5千円引き上げまして「33万円＋27万5千円×被保険者数」へと改正いたしました。2割軽減の区分につきましては、現行「33万円＋49万円×被保険者数」のところを「33万円＋50万円×被保険者数」へと1万円引き上げたところでございます。

それに伴う影響額でございますが、基準となる所得額を引き上げたことにより、軽減を受けられる世帯が増えることとなります。これまでは対象外であった世帯の方が2割軽減の対象となる世帯は62世帯、影響額といたしましては89万2千円。これまで2割軽減であったものが、5割軽減になると

いう世帯の方は、42世帯、87万5千円で、合計で104世帯、176万7千円と試算いたしましたところでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございますので、実際にいつからこの改正が適用されるかということは、今年の7月に被保険者の世帯の皆様へ送付いたします国民健康保険税から適用になるものでございます。

以上で、説明を終わります。

会長（藤本莞爾委員）

当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。

（質問なし）

会長（藤本莞爾委員）

質問がないようですので、報告については以上で終了いたします。

次に、その他の事項につきまして、事務局からお願いいたします。

国保医療課長（畠山敬志君）

はい。（挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長（畠山敬志君）

協議の方、大変ありがとうございました。事務局からは、2点ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、この国保運営協議会に関する今後の日程等についてでございますが、お手元の配布資料の資料3をご覧くださいと存じます。

資料には、平成28年度から昨年29年度の、前期の当協議会の開催経過を簡単に記載してございます。

当協議会の開催につきましては、基本的には市長から諮問があった事項につきましてご審議いただくもので、その事項とは開会時に説明をいたしました協議会規則第5条各号に記載されている事項となるものでございまして、主な事項としては、毎年2月には国保特別会計の新年度予算、国民健康保険税条例の改正等がございます。これらは市議会における議決案件でもありますが、その上程前にこの協議会にお諮りする必要があるものでございます。

また、年度途中で予算の補正をする必要がある等の場合に、協議会を開催している時間的余裕、暇（イトマ）が無い場合には、資料にも2回ほど「書面評決」という表現をさせていただきますが、事務局より内容を郵送、または持参する方法により書面にて皆様にお諮りすることがあると思っておりますのでその際はよろしくお願いいたします。

また、協議会の開催以外にも、年1回、例年秋ごろには研修会を開催しております。今年度の開催につきましては、今後、会長と相談して決定してまいりたいと思っております。

また、委員の皆様に参加のご案内をしているものとしては、「その他のご案内」ということで下の方に書いてございますが、「岩手県国民健康保険フォーラム」が8月28日に盛岡市内で開催予定です。また、「国保制度改善強化全国大会」が11月16日に東京都内で開催が予定されております。詳細の情報がまだ入っておりませんが、こちらにも、委員の皆様の参加をお願いしたいと考えてございます。

なお、市長からの諮問等により本協議会に出席した委員の皆様に対して、1回あたり4千円の報酬と若干の交通費の支給があること。さらには、報酬の支給は協議会開催のみで、先ほどの研修会やフォーラム等に参加された場合には支給されないことをご了承願いたいと存じます。ただし、盛岡市へは他の関係者と市の公用バスでの移動を予定してございますし、東京の場合は、費用弁償で所定の旅費を支払うものでございますので、ご参加につきましてご検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上、1点目の協議会開催等の概要でございます。

次に、2点目でございますが、資料は特に準備いたしておりませんので、お耳だけを拝借させていただきます。

本市では、国が定める保健事業の実施等に関する指針に基づき、平成27年度から28、29、昨年度までの3年間を計画期間とする「花巻市国民健康保険保健事業実施計画（略称：データヘルス計画）を策定し、生活習慣病をはじめとする被保険者の健康づくりに取り組んでまいりました。

今回、この計画期間の終了の際に、これまでの評価を行うとともに、計画期間を平成30年度より35年度の6年間とする第2期計画に改定し、策定することといたしております。

データヘルス計画につきましては、病院を受診した際の診療報酬明細書（レセプト）の電子化の進展と、全国的に普及している国保データベース（KDB）システム等の整備により、保険者が健康や医療に関するそれらの情報＝データを活用して国保被保険者の健康課題の分析を行うことから「データヘルス」と呼ばれており、PDCAサイクルと呼ばれる「計画策定・公表、事業実施、評価などの取組を繰り返し行うことで効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを目的とするもので、結果として、疾病の早期発見や重症化予防などにより市民の健康増進はもちろん、医療費の適正化にもつなげていくものでございます。

今後、この第2期計画が策定でき次第、委員の皆様にもご説明する機会を持つこととしてまいりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上、協議会等の開催概要と、データヘルス計画策定の2点につきまして説明をさせていただきました。

事務局からは以上になります。

会長（藤本莞爾委員）

はい、ありがとうございました。

この件に関しまして委員の皆様から質問等はございませんか。また、その他

にも何かご意見等ございましたら、どうぞ。

(「ありません」の声)

会長（藤本莞爾委員）

それでは、以上をもちまして本日の花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(閉会 午後 1 時 4 0 分)